

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

パート労働者の労務管理上の注意点

<労働条件の設定、社会保険の適用>

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5
ヒロビル 2F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
Homepage：http://www.ys-office.co.jp
Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

厚生労働省の平成22年「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、就業形態別の労働者割合で、正社員以外の労働者の比率が38.7%となり、パート労働者は22.9%となっています。働く人の2割以上を占めるようになったパート労働者について、労務管理上誤った運用がしばしば見受けられます。思わぬ労使トラブルを避けるために、パート雇用時の注意点を確認しておきましょう。

1. パート労働者とは…

パート労働者の雇用管理の改善について定めたパートタイム労働法では、対象となるパート労働者を「1週間の所定労働時間が通常の労働者(正社員)の所定労働時間と比べて短い労働者」と定めています。契約社員、アルバイト、嘱託など、呼び方は異なっても対象となり得ます。

2. 正社員との差別的取扱いの禁止

パート労働者でも社歴が長くなるとだんだん役割も大きくなり、気づくと正社員とまったく同じ仕事をしていて、違うのは給与が月給か時給かという点だけ、というケースがみられます。パートタイム労働法では、通常の労働者(正社員)と同じ働き方をしているパート労働者の待遇について正社員と差別することを禁止しています。「通常の労働者と同じパート」とは具体的には次の3つが正社員と共通している者をいいます。

- ・職務の内容
- ・人材活用の仕組みや運用(転勤、人事異動等)
- ・期間の定めのない労働契約

この3つの要件を満たした場合、給与、教育訓練、福利厚生等の待遇面で正社員と同等に扱う必要があります。

3. パート雇用に関する疑問

(1) 経営状況に応じて雇止めが自由にできる？

パート労働者の場合、有期の雇用契約を結ぶケースが多くみられます。入社時に有期の雇用契約書を結び、その後の契約更新の手続きもきちんとしていけば問題ありませんが、雇用契約書に契約更新の有無や判断基準が記載されていなかったり、更新手続きが行われていなかったりすると、雇止めが無効と判断される場合もあります。

なお、雇用契約書には契約更新に関する事項のほか、パートタイム労働法により「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」の明示が義務付けられています。パート用の雇用契約書に不足事項がないか確認しましょう。

(2) パート労働者には有休を与えなくてもよい？

正社員になると有給休暇が発生する、というルールを設けている会社がありますが、これは法違反です。パート労働者にも有休を与えないといけません。フルタイム(週5日勤務)で働くパートであれば、半年勤務後10日、1年半後

11日、といった形で勤続年数に応じて正社員と同じ日数が付与されます。一方、勤務日数が週4日以下の者については、週の所定勤務日数に応じて定められた有休日数を与える必要があります(有休の比例付与)。週4日勤務の者であれば半年勤務で7日、週3日勤務であれば5日などと最低与えなければならない日数が決まっています。

(3) 社会保険は正社員になったときに加入させればよい？

社会保険(健康保険・厚生年金)も正社員だけを加入対象としているケースがみられますが、パート労働者でも次の2つの要件を満たす者は社会保険の加入対象となります。

- ・通常の労働者と比べて労働時間・日数が4分の3以上であること
 - ・2ヶ月以内の期間を定めた雇用契約ではないこと
- 雇用保険は社会保険と異なり、週労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込がある人が加入対象です。

(4) 健康診断は正社員にのみ受けさせればよい？

年1回の定期健康診断についても、週労働時間が通常の労働者と比べて4分の3以上あるパート労働者は正社員と同様に受けさせる必要があります。労基署より是正勧告を受けやすい箇所です。社会保険とセットで考えると覚えやすいでしょう。

(5) 年収103万円以内で働きたいと言われたが？

「年収103万を超える」

→本人に所得税がかかり、配偶者控除がなくなる。

「年収130万を超える」

→健康保険の扶養家族から外れる。

103万と130万で混同しやすいですが、上記の違いがあります。「いくらに設定するのがベストか？」とよく質問を受けますが、103万を超えても配偶者特別控除があるため(141万まで)、世帯全体で見ると一定額を超えたら損するといった現象は解消されてきています。ただし、配偶者の給与に家族手当がついている場合は、本人が103万を超えた結果、その手当が不支給となることがありますので、そこは注意が必要です。ご不明な点は山口事務所まで。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・賞与支払届の提出
- ・法定調書、給与支払報告書の提出(1月末まで)

● コラム ●

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお祈りします。年末年始は自宅近辺でのんびり過ごしました。年始のコラムを書くにあたり、昨年何を書いたか見たら、ランニングを開始したと書いてあり、1年とおして継続できたことに驚きました。今年にはゴルフの練習をして、家族に怒られない程度に(年に3、4回くらい)コースに行けたらと思っています。好きな方がいたら、ぜひ一緒にラウンドしましょう。(山口)